

清水 誠 先生（東京都立大学名誉教授）のご逝去について

清水 誠先生（東京都立大学名誉教授）が、2011年1月30日、享年80にて永眠されました。

清水先生は1957年6月1日から、本学専任教員として民法等を講義され、東京都立大学評議員、東京都立大学法学部長を務められた後、1994年3月31日に東京都立大学を定年退官され、同4月1日には東京都立大学名誉教授となりました。

この他学内においては、社会福祉関連講座委員会委員、障害者受験協議会常任委員会委員、東京都立大学・短期大学教職員組合委員長等を歴任される一方、東京都立大学体育会ヨット部にて学生を指導されました。

また、学外においても法制審議会民法部会・強制執行部会幹事、割賦販売審議会専門委員、学術審議会専門委員、東京都消費者被害救済委員会委員、東京都消費生活対策審議会委員・会長等を歴任され、消費者保護に取り組みられました。

その他に、わが国の民事法の第一人者として担保物権法、消費者法に関する数多くのご業績を残されておられますし、根抵当法要綱仮案、仮登記担保法試案を公表され立法に貢献なさいました。

本学法学部としても、清水先生の生前の御功績を偲び、ここに謹んで哀悼の意を表する次第です。

2011年 5月 6日

首都大学東京都市教養学部法学系長
山田高敬